議第49号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について 京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月20日提出

京都市長門川大作

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例 京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

第7条本文中「還付しない」を「、還付しない」に改め、同条ただし書を 次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は 一部を還付することができる。

- (1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他の不可抗力により占用することができなくなったとき。

2,200 1,100 220 110 30 15 13 2,100 1,100

3,700 円

1,900

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中

1,300 650 4,400 2,200 1,800 900 17,000 8,500 4,400 2,200

を

3,500 円	540 ^円	
2,100	310	
210	31	
21	3	
12	2	
2,000	310	13
1,200	190	
4,100	620	
1,700	260	
12,000	2,200	
4,100	620	
		┙

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

ı	
90	45
130	65
200	100
250	130
390	200
510	260
910	460
1,200	600
2,100	1,100
1,200	600
	130 200 250 390 510 910 1,200 2,100

Г		
ı	86	13
	120	19
	180	28
	250	37
+ .	370	56
を	490	75
	860	130
	1,200	190
	2,000	300
	1,100	170

に改め、同表法第32条第1項第3

号に掲げる施設の項中「4,400」を「4,100」に,「2,200」を「620」に改め, 同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「190」を「58」に,「950」 を「290」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「8,600」 ε [6,000] ε , [4,300] ε [1,100] ε , [4,400] ε [4,100] ε , [2,200] ε 「620」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「4,400」を 「4,100」に、「2,200」を「620」に改め、同表道路法施行令(以下「令」と

> 7,200 3,600 3,500 1,800 1,700 850 1,700 850 を 17,000 8,500 8,600 4,300 3,100 1,600 4,200 2,100 11,900 6,000

いう。)第7条第1号に掲げる物件の項中

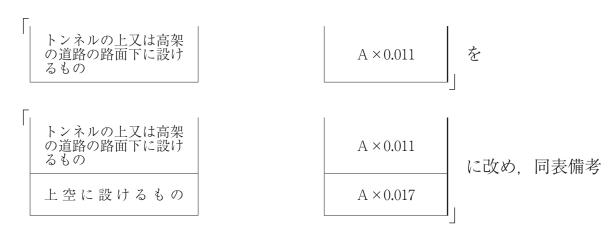
7,200	1,300
3,300	500
1,200	220
1,200	220
12,000	2,200
6,000	1,100
2,100	380
3,800	680
12,000	2,200
	3,300 1,200 1,200 12,000 6,000 2,100 3,800

に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中

「4,400」を「4,100」に、「2,200」を「620」に改め、同表令第7条第4号

4 (議第49号)

に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「1,700」を「1,200」に、「850」を「220」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「440」を「410」に、「220」を「62」に改め、同表令第7条第8号に掲げる施設の項中「施設」の右に「、同条第11号に掲げる応急仮設建築物及び同条第13号に掲げる施設」を加え、



1中「都市計画法」の右に「第7条第1項」を加え、同備考5中「都市計画 法」の右に「第8条第1項第1号」を加え、同備考5を同備考6とし、同備 考4の次に次のように加える。

5 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区, 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区, 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区, 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区及び景観法第61条第1項に規定する景観地区内に存する電柱及びその支柱類、電話柱及びその支柱類並びに線類のうち共架電線その他上空に設けるものの占用料は, この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例(以下「改正後の条例」

という。) 別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前 に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、な お従前の例による。

(平成27年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても道路法第32条第1 項若しくは第3項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の 規定による許可を受け、又は同法第35条(同法第91条第2項において準 用する場合を含む。)の規定による協議が成立している占用物件について. 改正後の条例の規定により算定した平成27年度の占用料の額が、この条例 による改正前の京都市道路占用料条例の規定の適用があるものと仮定して 当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると 認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減 額することができる。

提案理由

道路占用料の適正化を図るとともに、道路占用料の徴収の対象となる占用 物件に応急仮設建築物等を加える等の必要があるので提案する。